

カンボジア裁判官・検察官養成校におけるシラバス作成の取組

JICAカンボジア長期派遣専門家

伊藤みずき

第1 はじめに

2022年11月から開始したカンボジア「法・司法人材育成プロジェクト」は、本稿執筆時点（2025年5月中旬）で、開始から約2年6か月が経過し、5年間のプロジェクト期間の折り返し地点を迎えたところである。本プロジェクトは、王立司法学院（Royal Academy for Justice of Cambodia、以下「RAJC」という。）の民事司法分野の養成を強化することを目的としており、特に、RAJCに属する養成機関である裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors、以下「RSJP」という。）における裁判官養成の強化に主眼を置いている。プロジェクト初期には調査フェーズを設けてカンボジア裁判実務と裁判官養成上の課題及びその改善点を検討し、それを踏まえた教材作成等の活動を進めてきた¹。本稿では、同調査結果を踏まえた裁判官養成改善の一つの取組として行ったシラバス作成について紹介したい。

第2 RSJPにおける養成の課題とシラバスの重要性

1 過去のRSJP民事教育改善プロジェクト等の成果と現状

ここでは、当プロジェクトの計画・策定段階の調査²や当プロジェクト初期の調査で判明したRSJPにおける養成の課題について概観する。しかし、課題を指摘する前に、筆者が現地で活動する中で、2005年から2012年まで実施されたJICAのRSJP民事教育改善プロジェクト（以下「RSJPプロジェクト」という。）フェーズ1及び2をはじめとする過去の支援の成果がいかに関現まで波及し、その成果が持続しているかを実感する場面が多々あったことについて言及しておきたい。

RSJPプロジェクトでは、それまで統一的なものが存在していなかったカリキュラムの策定や教官候補の育成など、養成機関を機能させるための形を作り上げる活動が行われた³。その当時、RSJPを修了して間もない若手裁判官たちが「教官候補生」として育成されたところ、現在は、その元「教官候補生」らは、カンボジアの裁判官の中で最も深い民事法の知識を有する信頼できる教官として後進の指導を続けているほか、最高裁判所副長官をはじめとする要職につき、カンボジア司法省が進める司法改革の諸々の活動に裁判所側の中心として参加するなど、正に現在のカンボジア

¹ これまでの活動の詳細については、戸部友希「カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」のワーキンググループ活動 ～調査フェーズ～」（ICD NEWS第98号53頁）、「カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」離婚教材作成からみえた成果及び課題」（ICD NEWS第101号20頁）を参照されたい。

² 詳細は、拙稿「カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」の開始 ―プロジェクトの計画・策定経緯を中心に―」（ICD NEWS 第94号36頁）を参照されたい。

³ 独立行政法人国際協力機構 社会開発部「カンボジア王国 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト 終了時評価調査報告書報告書」<https://libopac.jica.go.jp/images/report/11888526.pdf>

司法を担う人材となっている。なお、彼・彼女らの一部は、当プロジェクトのテクニカルワーキンググループ（以下「TWG」という。）メンバーでもあり、TWGの活動をリードする若手裁判官をサポートする役割を担っている。筆者は、日々のTWGでの活動や、当プロジェクトの調査で全国各地の裁判所の裁判官にインタビューをするなどした経験から、RSJPを修了した若手裁判官は、民法を理解・解釈する能力が比較的高いことを実感しているところ、そのような若手裁判官は、元「教官候補生」である教官に育成されたのであり、RSJPプロジェクトの開始から20年が経過した現在、その人材育成の成果は、直接育成された人材の能力向上のみならず、その育成された人材が後進を育成する形で波及し、大きな成果が出ていることが分かる。

また、統一的カリキュラムについては、現在も継続してカリキュラムが策定されており、その内容についても、司法省及びRAJCにおいて検討し（その検討会議にも、元「教官候補生」である教官が参加している。）、改善がなされてきた。各科目のコマ数のバランスを再検討したり、各科目で教えるべき単元について以前より詳細にカリキュラムに記載したりするようになるなど、自律的に改善が行われている。このように、これまでの支援の成果を前提として、RAJCの状況も着々と進化していることは明らかであるが、他方、以下のようにまだ課題が多く残されているのも事実である。

2 RSJPにおける養成の課題

これまでのRSJPのカリキュラムとしては、複数のモジュールに分け、そのモジュール期間、教えるべき科目（例えば、「離婚と離婚紛争の解決技術」、「強制執行手続」など）とそのコマ数、各科目の担当教官などが記載されたカリキュラムのみが存在していた⁴。

詳細な授業実施計画はなく、一週間ごとに翌週の授業のスケジュールを決めている状況であり、授業が教官の都合で休講となる場合もあり、予定されている研修期間内にカリキュラムを修了できないこともある。そのため、学生にとっては、どのような内容を勉強する予定なのかが事前に分からず、学習効率が悪いことは容易に想像がつく。

このような事態に陥る原因は、RSJPの事務局の人材が乏しく中長期的に計画を立てて調整するためのキャパシティが十分ではないこと、教官が専任ではなく、裁判官としての本業と並行して教官業務を行っているため本業を優先し、予定していた講義を休講とする教官がいることなどが原因として考えられるが、それ以外にも、各科目の担当教官において明確な授業計画が立てられておらず、授業進行が効率的に行われていないことも原因の一つであると考えられた。そのため、各科目のシラバスを作成し、各科目における授業計画を立てることが有用である。

⁴ 拙稿「裁判官・検察官養成校における法曹教育について（カンボジア）」（ICD NEWS第90号47頁）を参照されたい。現在のカリキュラムは同記事で紹介したものから改訂されているが、大きく異なるものではない。

また、将来的に更なるカリキュラム改訂を行うには、まずは、現在のカリキュラムの問題点について検討する必要がある。そこで、これまで、プロジェクト活動の一環として、カリキュラムの内容の分析と改善点の検討を試みた。しかし、そもそもシラバスが存在せず、現存するカリキュラムには詳細な項目が記載されていないため、具体的に各科目の授業でどのような内容を教えることが想定されているのか、実際にどのような内容が教えられているのかについては、各教官に個別にヒアリングをする以外に知る術がないため、詳細な検討をすることは難しく、暫定的に行った検討としては、概括的なものに留まらざるを得なかった。そのため、今後カリキュラムを改訂するにあたって、シラバスが策定され、具体的な授業計画が示されることは、極めて有用であると考えた。

このように、R S J Pの養成における課題に照らせば、シラバスの作成は、単に授業内容の充実や学生の学習効率の向上だけに留まらない効果があると考えられ、その重要性は明らかであった。

第3 シラバス作成のプロセス

1 本邦研修におけるインプット

(1) 松尾弘教授の講義

カンボジアでも、現在は大学の講義ではシラバスが作成されているのが一般的であり、司法省及びR A J Cとしても、シラバス作成の意義や重要性は従前から認識しており、R A J Cから教官らに作成を依頼したこともあったようだが、具体的にどのような観点で検討し、どのように進めていくべきかについてはノウハウもなく、作成は思うように進んでいなかった。

そこで、2024年10月の第2回本邦研修の機会を利用し、当プロジェクトのアドバイザーグループ委員である松尾弘教授（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）にシラバスに関する講義をしていただくこととした。松尾教授の講義では、シラバス作成の利点と問題点、日本の法科大学院におけるシラバス作成の方法（全体的な授業計画の策定を前提に、個別の授業計画の策定が行われることなど）、シラバスに記載すべき事項等について、具体的なシラバスの内容も紹介いただきながら、丁寧にご説明いただいた。

本邦研修中に、松尾教授の講義後に研修員の間で今後のシラバスの作成について議論をした際、研修員（R S J Pの教官）から、「シラバスの作成を検討するにあたって、まずは、シラバスを作成することの意義や利点について普及し、学校や教官らの理解を深めることが重要である。」との意見が出た。研修員から、シラバスを作成するためのテクニックだけに着目するのではなく、将来的にシラバス作成を普及させるという視点に立って、このような重要な指摘がされたのは、松尾教授の講義の際、特に、シラバスの意義や利点について、多角的に整理され、R S J Pにおける授業計画の不在や休講の問題も踏まえて具体的に分かりやすい説明をしてい

ただいたことが大きかったと思われる。

また、本邦研修に先立ち、TWGメンバーである研修員には、TWGで作成した離婚科目をテーマとする教材を「離婚と離婚紛争の解決技術」の授業で使用することを前提に、同科目のシラバス案をグループごとに作成してもらい、松尾教授の講義の後、その講義で学んだことを踏まえてシラバス案を修正することとしていた。研修員が事前に準備をしていたことで、目的意識を持ちながら講義を聴講することができ、より効果的に講義を吸収することができたと感じた。

(2) 持続的な成果達成を見据えた研修員の選定

シラバスを作成する活動については、単にシラバスが完成したという成果だけではなく、RSJP（RAJC）が組織的にシラバスの作成を継続し、普及する体制が構築されるという持続的な成果を達成することが重要である。そのためには、普段からTWGにおける教材作成等の活動にコミットしている優秀なメンバーだけではなく、RSJPにおける組織的蓄積を担う人材に、本邦研修を通じて理解を深めてもらう必要がある。そこで、プロジェクトとしては、特にRSJP校長に参加してもらう必要があると考え、プロジェクトマネージャーである司法省長官やRAJC学院長にその必要性を説明し、理解を得た上で、RSJP校長ら必要な人材を研修員のメンバーとして含めてもらうことができた。結果として、本邦研修後には、RSJP校長がシラバスの作成と普及について強い意欲を持って活動の推進に尽力し、成果の達成に向けて前進することができた。

2 シラバスのフォーマットと離婚科目のシラバスの作成

本邦研修後、TWGでは、まず、研修に参加したメンバーから、シラバス作成に関して本邦研修で学んだことについて研修に参加しなかった他のTWGメンバーにプレゼンを行い、研修中にブラッシュアップした離婚科目のシラバスの説明も行った。研修に参加したメンバーは、本邦研修で研修員自ら指摘したとおり、シラバスを作成する意義や利点についても十分に強調していた。

本邦研修での成果を共有した後は、離婚科目のシラバスの作成とともに、それ以外の科目でも将来的にシラバスが作成されることを見据えて、シラバスのフォーマットも同時に作成するべく、TWGにおける議論を重ねた。議論をするにあたって、シラバスに含めるべき項目を先に議論して定め、フォーマットを完成させた後で、それに基づいて離婚科目のシラバスの作成にあたることも考えられたが、そのような方法を採ると、フォーマットを作成する際にシラバスに含めるべき各項目について抽象的な議論となり、議論のポイントがまとまらなくなることが予想されたため、フォーマットと離婚科目のシラバスは同時に議論して作成することとした。具体的には、離婚科目のシラバス案をベースに、「この項目はこのような内容を記載するイメージであるが、その項目自体をシラバスに含めるべきか、その他に必要な項目はないか」といった議論をして記載する項目を決めた後、各項目の具体的な記載内容を修正するなどして議論を進めた。シラバスに記載するべき各項目について具体例を前提に議論できた

ことで、抽象的な議論に終始することを避けることができ、結果としては効率的であった。

特に印象深かったTWGでの議論について紹介したい。議論を経て、シラバスには当該授業の「目的」と「目標」をそれぞれ項目として含めるという意見が多数派となったが、当初、「目的」と「目標」の違いについてメンバー間の共通の認識がなく、その違いについて議論が混乱したことがあった。そのとき、研修に参加したメンバーが、「『目的』とは、授業において教官が学生に教え、理解させたい内容であり、『目標』とは、その内容を学生に教えて理解させた後、学生がどのような結果を得ることが期待できるかを記載するものである。」旨発言し、そこで議論が明確に整理された。このように、シラバスの作成過程では、研修に参加したメンバーが、研修で学んだ内容を自分なりに咀嚼した上で他のメンバーに共有し、議論をリードした。

第4 完成したシラバスの概要

1 シラバスのフォーマット

このようにして、シラバスのフォーマットと離婚科目のシラバスが完成した。実際のシラバスについては、本稿末尾を参照いただきたい。

シラバスのフォーマットは、今後、RSJPやそれ以外のRAJCに属する養成校においても活用されることを期待して作成されたものであり、シラバスに記載すべき項目と、それらについての記載要領を記載している。項目は、①科目名、②時間数、③目的、④目標、⑤教授方法、⑥授業計画（各回の計画）、⑦関連する教材、⑧関連する科目である。各項目についての記載要領では、例えば、⑧の関連する科目に関しては、「この科目に関連するカリキュラム上の他の科目について記載する。そうすることで、学生が他の科目との関係について把握することができ、予習や復習の際に、効果的に学習を進めることができる。」と記載するなど、一部についてはその項目を設けた趣旨も含めて記載することとした。シラバスの作成はRSJPにとって初めての試みであり、まずは教官らにその記載について十分に理解させる必要があるとの議論を踏まえたものである。

2 離婚科目のシラバス

TWGで作成した離婚科目の教材を使用することを想定して、前記フォーマットのとおり各項目を記載した。離婚科目は、現在、前記RSJP校長が教官として担当しており、将来的には、離婚教材の作成に深くコミットしていた若手裁判官であるTWGメンバーが教官として科目を担当する見込みである。そのため、特に各回の授業計画については、実際に教鞭を執ることになるメンバーらが主にドラフトし、TWGで議論した結果が反映されている。シラバスのうち授業計画の部分に関する議論では、特に、離婚教材の事例問題を教えるタイミングやその順番などについて様々な意見が交わされた。離婚教材が、第1章に「コースアウトライン」として離婚するための手続などを含め基本的な知識を整理した内容がまとめて記載され、続く第2章に

は、事例問題がまとめて記載されているという構造になっていることもあり、授業計画としては、第1章を全て終えた後に、第2章の事例問題を最後にまとめて扱う意見などもあったが、議論の結果、各事例問題が取り扱うテーマについての項目を教えた直後にそれに対応する事例問題を扱う（つまり、第1章と第2章の一部を組み合わせながら教える）という現在の形となった。基本的な事項について学んだ直後にそれに関連する事例問題を検討することで、その都度、学んだ事項をより具体的に理解できるように教えるべきであるという意見を反映した結果である。

新しく作成した離婚教材は、今後実際のRSJPの授業で使用されることが予定されているところ、今後、教官が実際の授業で実践した後、授業計画を更に修正することが想定され、現在のシラバスはあくまで暫定版である。TWGでは、「現在のものはまだ完璧なものではないが、初めて作成をするにあたり完璧なものを目指すと作成が持続しなくなってしまう。将来的に、更に良いものにしていきたい。」旨の意見が多く出た。

第5 持続可能な体制構築を目指して

シラバス完成後の2025年3月、RAJCが主催し、RSJPの教官を対象としたシラバスに関する説明会を開催した。説明会では、TWGメンバーではない教官（プロジェクトが対象とする民事だけではなく、刑事科目の教官も含む）に対して、RSJP校長及び若手裁判官メンバーから、シラバスの意義や利点とともに、TWGで作成したシラバスのフォーマットや離婚科目のシラバスの内容について説明がされ、今後のシラバス作成の重要性が強調された。

プロジェクトにとっては、この説明会が、プロジェクト（現地専門家）ではなく、RAJCによる開催であり、資料作成や説明についても全てカンボジア側において行ったという点も極めて重要であると考えている。これまでのプロジェクト活動では、セミナー等はプロジェクトが主催し、現地専門家主導の下で進めることが常であったが、今回の説明会は、RSJP校長の尽力により、RAJC側が主催し、現地専門家は意見を求められればコメントをする程度で、ほとんど準備に関与することなく説明会が開催された。このような経緯で説明会が開催されたことは、RAJCが組織としてシラバスの重要性を認識し、シラバスの作成を広く継続していく必要性を意識していることの表れであり、その体制構築に向けた第一歩であると考えている。今後、RSJPだけではなく、RAJCの他の養成校においてもシラバスが普及されることを期待している。

残りのプロジェクト期間においては、RAJCにおけるシラバスの作成・普及状況について情報収集・モニタリングし、持続的な体制構築という成果の達成に向けて尽力する必要がある。

第6 おわりに

筆者は、当プロジェクトに計画・策定段階から携わり、その後、当プロジェクトの開

始から2025年6月まで、当プロジェクトの現地専門家として活動する機会を得た。これまで、プロジェクトを実施するにあたっては、教材やシラバスの完成など、目に見える成果の達成のみを目指すのではなく、重視すべきは、その目に見える成果を達成するまでの過程でなされる人材育成や、組織的な知見の蓄積であり、それらを通じた持続的な体制の構築であると考え、常にそれを念頭に置いて活動を進めてきた。人材育成については、幸いにして意欲の高いTWGメンバーに恵まれたため、一緒に成果物を作成する活動を進めていくことで、メンバーの能力が着実に向上してきたことを実感することができる。他方、持続的な体制の構築については、一朝一夕には解決できない多くの課題があり、現時点で、プロジェクトとしてRAJCという組織に劇的な変化を生じさせ、強固な体制の構築を実現できたとは言い難い状況にある。しかし、今回のシラバス作成の取組を通じて、わずかではあるかもしれないが、体制構築に向けて着実に前進していると感じ、プロジェクトの目標達成に近づくことができたと考えている。RSJP校長をはじめ、これらの活動に尽力してきたカンボジアの方々に心から敬意を表したい。そして、松尾弘教授をはじめ、この取組に協力してくださった全ての皆さまに感謝申し上げる。

以上

カンボジア王国
国家 宗教 国王

シラバスの書式

RAJC

RSJP

科目¹：

時間²：

目的³：この科目は、学生に以下のことをさせるためのものである。：

目標⁴：この科目を勉強した後、学生は以下の結果を期待することができる。：

教授方法⁵：

¹ シラバスを作成するカリキュラムにおける科目名を記載する。

² 合計時間、回数、コマ数を記載する。1コマは90分である。例：24時間=8回=16コマ（1コマ=1時間30分）

³ 教官が授業において学生に教え、理解させたい内容を記載する。

⁴ 「目的」に記載した内容を学生に教えて理解させた後、学生がどのような結果を得ることが期待できるかについて記載する。「目的」は教官側が学生に与えたい内容であり、その後、学生側にどのような結果を期待するのが「目標」である。

「目的」と「目標」を記載するメリットは、以下のとおりである。学生は、自分たちが勉強すべき科目や内容、受講した後どのような結果を得ることができるかを理解することができ、自分の学習を管理することができる。学生のその科目に対しての関心が高まる。また、教官は、その目的や目標に沿って教える内容を管理することができるし、自分の講義の不十分なところを確認し、アップデートすることができる。

⁵ 教官が授業をどのような方法で進めるかを記載する。例えば、「教官による講義形式を主とする。学生への質問をして双方向で進めることもある。」など。

教える計画⁶

回 ⁷	コマ ⁸	教える内容	その他 ⁹
1	1		
	2		
2	3		
	4		
3	5		
	6		
4	7		
	8		
5	9		
	10		
6	11		
	12		
7	13		
	14		
8	15		
	16		

教材¹⁰：関連する科目¹¹：

⁶ 下の表に、1コマ（1時間30分）ごとの授業計画について記載する。あらかじめ計画を立てることにより、教官が指導の進捗を体系的に管理することができ、学生も予習・復習など自分の学習計画を立てやすくなるメリットがある。教官は、できる限り計画に従って教えるように努める必要があるが、学生の状況によって実際の授業の進捗を少し調整することはあり得る。

⁷ 1回は、2コマ（1時間30分×2）である。

⁸ 1コマは1時間30分である。裁判官学校のカリキュラム上、1時間30分1コマが正式な単位であるから、教える計画は1コマずつ記載する。

⁹ 教官が、各回の授業について、学生に共有しておきたい事項を記載することができる。例えば、その回の授業の進め方、授業で扱う予定の資料の名称、学生が予習しておくべき内容、学生が準備する内容、学生がその授業で発表を行うこと、教科書の該当するページなど。

¹⁰ 授業内容に関連する参照すべき資料のうち、主要なものを記載する。

¹¹ この科目に関連するカリキュラム上の他の科目について記載する。そうすることで、学生が他の科目との関係について把握することができ、予習や復習の際に、効果的に学習を進めることができる。

カンボジア王国
国家 宗教 国王

R A J C

R S J P

シラバス

科目：離婚と離婚紛争の解決技術

時間：24時間＝8回＝16コマ（1コマ＝1時間30分）

目的：この科目は、学生に以下のことをさせるためのものである：

1. 離婚請求権と離婚請求要件に関する知識を身に着ける。
2. 離婚後の効果発生と付帯処分に関連する考慮しないといけない要件（例えば、親権者の定め、共通財産の分割、子の監護に要する費用の定め、子と面会・交流の方法の定めなど）について学び、理解する。
3. 離婚事件と付帯処分に適用される手続をはっきり理解できる。
4. 離婚事件における争点の整理や事実認定の基礎的技術を学び、適切な理由及び主文を書くことができる。

目標：この科目を勉強した後、学生は以下のように期待される：

1. 離婚請求・付帯処分に関する要件と裁判を適法に考慮する能力を持つ。
2. 離婚事件と付帯処分の手続を指導し、適切、公正、迅速な紛争の解決を導き、十分に論理的・適切な理由と主文を書くことができるようになる。

教授方法：1. 教官による講義

2. グループでケーススタディーを議論し、学生によるプレゼンテーション
3. サンプル資料をみせて、記録資料と比較すること

教える計画：

回	コマ	教える内容	その他
1	1	はじめに A. 離婚の種類と要件 1. 訴訟による離婚	別紙1
	2	2. 合意離婚	
2	3	B. 離婚による効果発生 1. 親権者の定め	別紙2
	4	2. 共通財産の分割	
3	5	3. 子の監護に要する費用の定め 4. 子と面会し交流する方法の定め	別紙3
	6	5. 扶養料の定め	
4	7	C. 離婚請求の手続 1. 人事訴訟手続	サンプル資料を見せる
	8	2. 民事非訴訟事件手続 事例1	
5	9	D. 離婚事件における他の請求の手続 1. 人事訴訟手続 2. 非訴訟の手続	
	10	3. 民事訴訟手続 事例2	
6	11	D. 離婚事件における他の請求の手続 (続き)	
	12	事例3	
7	13	E. 裁判の作成 1. 判決2. 決定	サンプル資料を見せる
	14	事例4	
8	15	E. 裁判の作成 (続き) 事例4 (続き)	サンプル資料を見せる 科目の重要なポイントを復習する
	16		

教材

1. 離婚教材
2. 民法教科書 P a r t 3
3. 民事訴訟法要説
4. 民法（婚姻と離婚に関する規定）
5. 民訴法
6. 人訴法
7. 非訟法
8. 婚姻・家族法

関連する科目

1. 訴え、訴状審査（訴状の方式）と訴えの要件の審査
2. 弁論準備手続
3. 口頭弁論手続
4. 民事事件における証拠
5. 主文の記載の一般原則を決める種類と方式（主文の原則と概要が含まれる）
6. 民事主文の記載方法
7. 民事事件に特別な手続（非訴訟手続と人事訴訟手続）
8. 親族と親族関係